

上峰町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上峰町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	前牟田処理区 H5 (H17~19機能強化実施) (23年(機能強化後9年)) 堤処理区 H8 (20年) 坊所処理区 H11 (H23~27機能強化実施) (17年(機能強化後1年)) 切通処理区 H12 (16年) 江迎処理区 H14 (14年) 井柳処理区 H14 (14年) 三上処理区 H16 (12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	34.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	7処理区		
処理場数	7処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成21・22年度に5処理区について、機能診断調査を実施し、平成23年度にその結果を基に、最適整備構想の策定を行っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	算定方法:人頭割 (世帯割 2,000円 + 世帯員1人あたり 500円)×消費税 8%			
業務用使用料体系の 概要・考え方	算定方法:従量制 (基本料金 2,500円 + 超過使用料)×消費税 8% 超過使用料(1m3につき) 10m3を超え20m3まで 100円 20m3を超え50m3まで 110円 50m3を超え100m3まで 120円 100m3を超えるもの 130円			
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と一般家庭以外の事業所等の機能を併せ持つ併用住宅については、上記業務用使用料体系と同じ			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,780円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	
	平成26年度	3,780円		
	平成27年度	3,780円		
	平成25年度		平成25年度	3,308円
			平成26年度	3,442円
			平成27年度	3,390円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	現在、農業集落排水事業については、建設課管理係2名にて、他業務(公営住宅管理業務等)と兼務した状態で業務に当たっている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在、7処理場の維持管理業務について、民間業者と包括的委託契約を締結しています。 また、消防用設備点検業務、電気設備保安管理業務、水質検査業務についても民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	包括的民間委託契約を締結しているため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	包括的民間委託契約を締結しているため、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	処理場で発生する汚泥は、神崎市にある三神地区汚泥再生処理センターへ搬出し、肥料化され有料で販売されています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付しています。

経営比較分析表

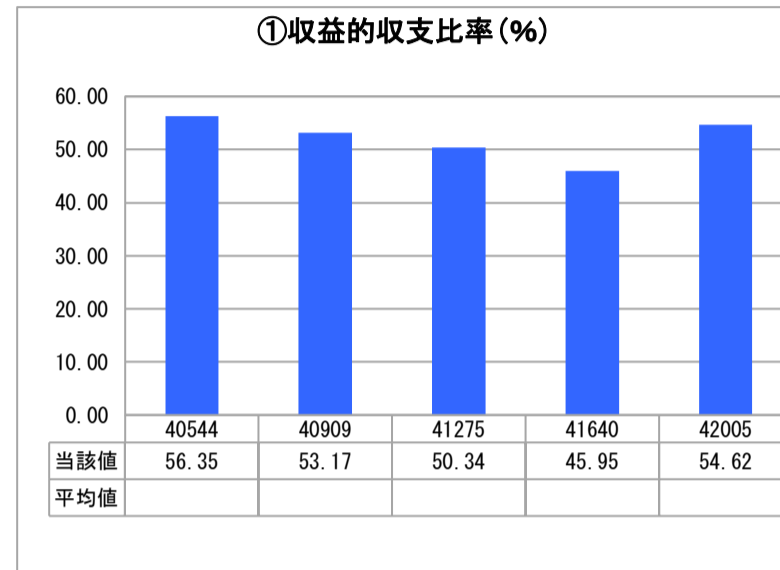
佐賀県 上峰町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	99.19	100.00	3,780

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,516	12.80	743.44
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
9,430	2.72	3,466.91

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



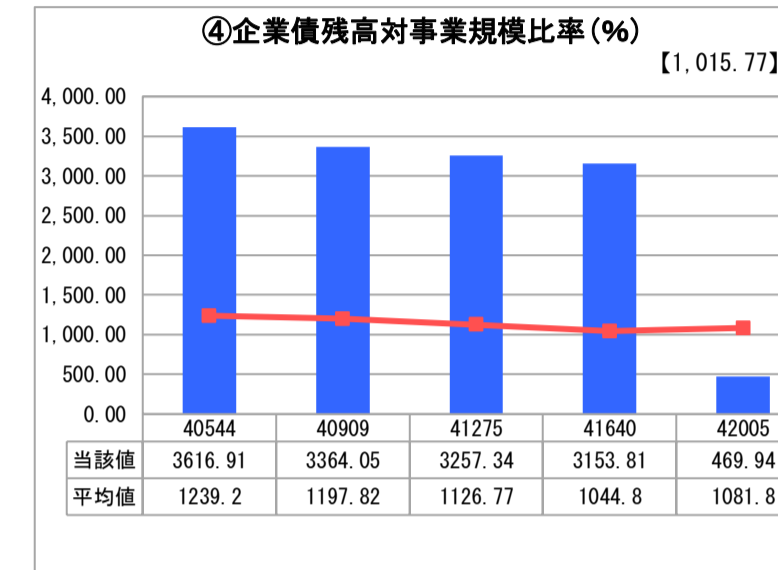
「単年度の収支」



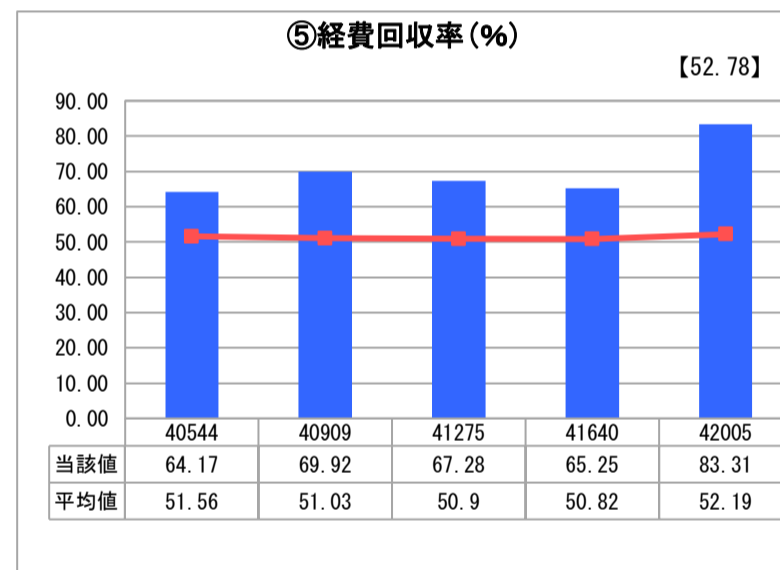
「累積欠損」



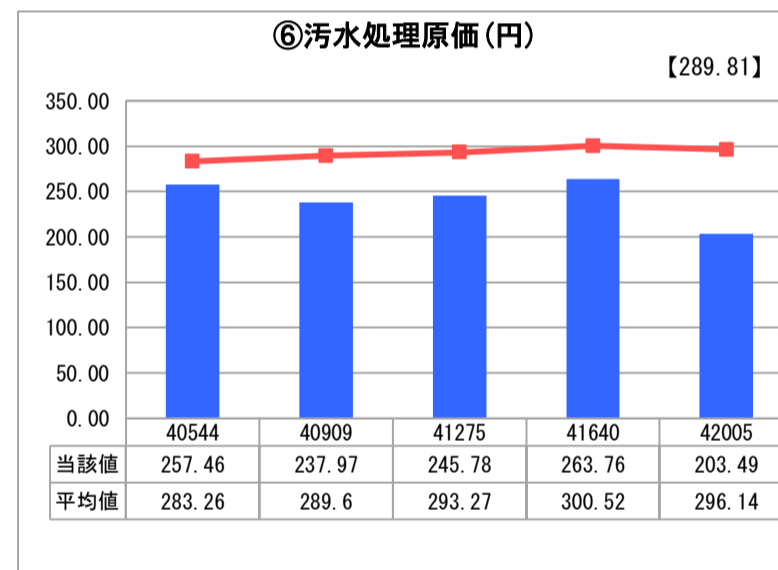
「支払能力」



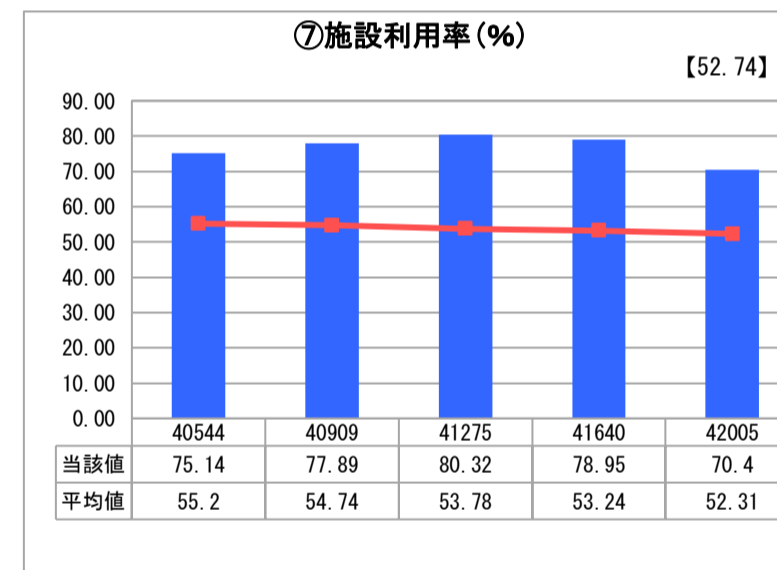
「債務残高」



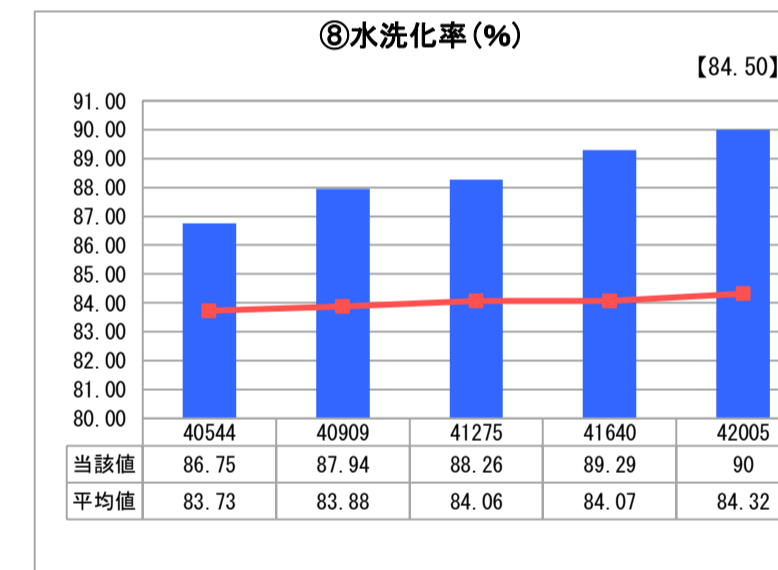
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

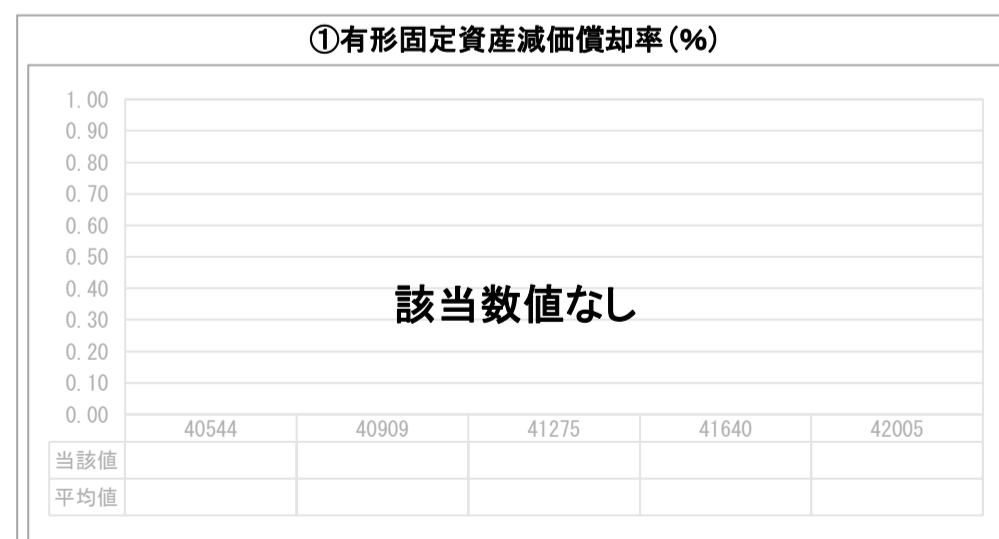


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

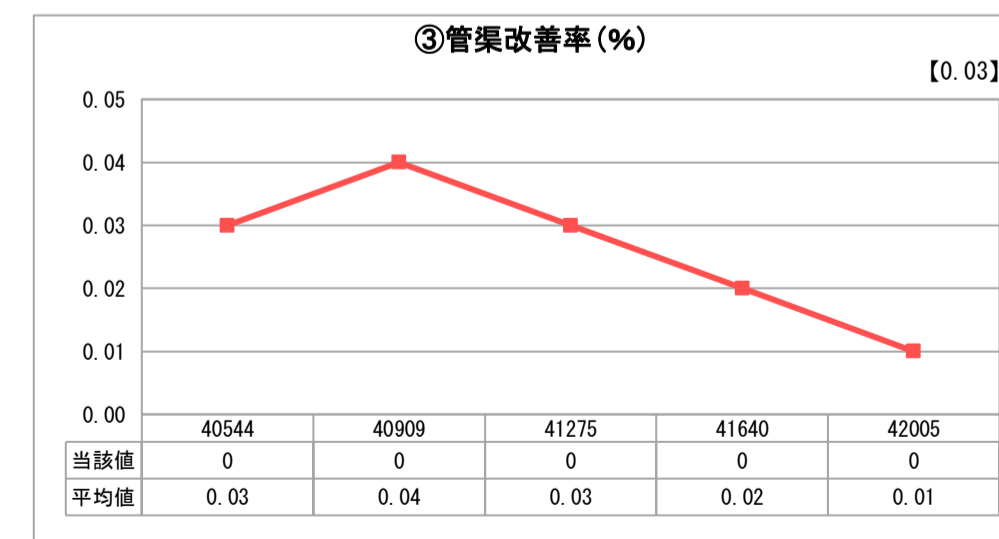
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

水洗化率について、大きな伸びはないが、新規接続や一般家庭以外の使用料金の従量制導入などにより、料金収入は増加傾向となっている。維持管理費については、経費回収率が類似団体平均値を上回っており、概ね料金収入により賄えている状態である。しかしながら、地方債の元利償還については、一般会計からの繰入金に依存している状態である。施設利用率については、坊所処理場の機能強化事業が完了し、供用開始したことに伴い、晴天時現在処理能力が向上したことにより低下している。

2. 老朽化の状況について

全処理区が供用開始から10年以上経過しており、特に15年以上が経過した施設については、機器等の老朽化が目立つようになってきている。

全体総括

全町的に下水道事業の整備は完了しており、今後は老朽化した処理施設及び管路施設の大規模な改善事業(回収・更新)が必要となる。計画的な改善事業により、事業費の平準化を行い、財政の安定化を図る必要がある。また、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な基本計画である経営戦略を平成28年度中に策定・公表を行う予定である。下水道事業は、住民生活において必要不可欠なインフラであることから、今後も安定した財源の確保とともに、省エネ機器の導入を検討するなど汚水処理費の削減に努める必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

上峰町では、平成5年7月の前牟田処理区の供用開始を皮切りに、平成16年4月の三上処理区の供用開始をもって、町内7処理区全てで供用開始となり、汚水処理人口普及率は100%となっています。その後、平成19年3月に前牟田処理区、平成28年3月に坊所処理区で、人口増加に伴う処理能力を増強した機能強化事業を実施しています。

現在、全ての処理場において、供用開始から10年以上経過(最も古いもので20年超)し、維持管理面では、老朽化していく施設のストックマネジメント・長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えています。これらを遅滞なく実施していくためには、今後も継続的な財政支出が必要となることを見込まれます。

財源面においては、これまで維持管理費は使用料、建設改良費は国庫補助金、下水道事業債及び一般会計繰入金、起債元利償還金は一般会計繰入金等をそれぞれ財源としてきました。

今後、限られた財源の中、農業集落排水事業を継続するためには、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行う必要があります。

具体的には、維持管理費の財源となる使用料については、未接続世帯への接続勧奨及び使用料徴収事務を委託している佐賀東部水道企業団と連携した未納使用料の徴収による使用料の増収を図り、安定的に維持管理を行っていきます。また、建設改良費については、国庫補助金や下水道事業債の資金を的確に調達し、計画的な施設の更新を行います。

職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加します。また、そこから得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	本年度 (決算 見 込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	290,224	298,520	296,852	298,036	302,889	306,273	307,036	306,220	310,263	313,432	339,787
	(1)	営 業 収 益 (B)	144,210	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
		ア 料 金 収 入	144,210	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	営 業 外 収 益	146,014	155,609	152,631	152,493	156,011	158,049	157,453	155,266	157,925	159,698	184,644
		ア 他 会 計 繰 入 金	145,975	155,575	152,602	152,467	155,989	158,034	157,439	155,254	157,914	159,687	184,633
		イ そ の 他	39	34	29	26	22	15	14	12	11	11	11
	2	総 費 用 (D)	228,243	208,327	203,692	198,933	194,080	189,150	184,270	179,690	175,628	171,984	168,793
	(1)	営 業 費 用	157,006	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
		ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	157,006	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
	(2)	営 業 外 費 用	71,237	65,416	59,471	53,390	47,202	40,926	34,687	28,736	23,290	18,250	13,650
	ア 支 払 利 息	71,237	65,416	59,471	53,390	47,202	40,926	34,687	28,736	23,290	18,250	13,650	
	うち 一 時 借 入 金 利 息	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	61,981	90,193	93,160	99,103	108,809	117,123	122,766	126,530	134,635	141,448	170,994	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	232,384	222,715	247,145	271,978	276,045	278,121	278,257	249,250	271,601	263,791	198,244
	(1)	地 方 債	126,000	125,500	134,350	157,200	159,800	160,200	160,500	137,250	146,300	136,500	92,200
		うち 資 本 費 平 準 化 債	126,000	125,500	131,600	142,200	144,800	145,200	145,500	135,000	126,300	116,500	72,200
	(2)	他 会 計 補 助 金	92,119	93,913	100,782	97,681	99,503	101,239	102,461	108,058	105,053	107,043	85,796
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	9,750	15,000	15,000	15,000	15,000	2,250	20,000	20,000	20,000
	(6)	工 事 負 担 金	8,400	400	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(7)	そ の 他	5,865	2,902	2,262	2,096	1,741	1,681	295	1,691	247	247	247
	2	資 本 的 支 出 (G)	306,124	312,376	339,778	370,556	384,333	394,730	400,509	375,268	405,725	404,725	368,728
	(1)	建 設 改 良 費	0	0	17,537	30,065	30,065	30,065	30,065	9,532	40,075	40,075	40,075
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	306,124	312,376	322,241	340,491	354,268	364,665	370,444	365,736	365,650	364,650	328,653
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 73,740	△ 89,661	△ 92,633	△ 98,578	△ 108,288	△ 116,609	△ 122,252	△ 126,018	△ 134,124	△ 140,934	△ 170,484	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	本年度 (決算 見 込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 11,759	532	527	525	521	514	514	512	511	514	510
積 立 金	(K)	538	32	28	24	21	13	12	11	10	9	9
前年度からの繰越金	(L)	12,797	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	500	500	499	501	500	501	502	501	501	505	501
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字 (P)	500	500	499	501	500	501	502	501	501	505	501
(N)-(O)	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	54	57	56	55	55	55	55	56	57	58	68
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	144,210	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	144,210	142,911	144,221	145,543	146,878	148,224	149,583	150,954	152,338	153,734	155,143
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(X)	4,195,950	4,009,074	3,821,183	3,637,892	3,443,424	3,238,959	3,029,015	2,800,529	2,581,179	2,353,029	2,116,576

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前年度 (決算 見 込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		145,975	155,575	152,602	152,467	155,989	158,034	157,439	155,254	157,914	159,687	184,633
うち基準内繰入金		144,887	154,986	152,013	151,878	155,400	157,445	156,850	154,665	157,325	159,098	184,044
うち基準外繰入金		1,088	589	589	589	589	589	589	589	589	589	589
資本的収支分		92,119	93,913	100,782	97,681	99,503	101,239	102,461	108,058	105,053	107,043	85,796
うち基準内繰入金		92,119	93,913	95,745	97,616	99,438	101,174	102,396	103,026	104,978	106,968	85,721
うち基準外繰入金		0	0	5,037	65	65	65	65	5,032	75	75	75
合 計		238,094	249,488	253,384	250,148	255,492	259,273	259,900	263,312	262,967	266,730	270,429

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【投資の目標に関する事項】

新たな整備は行わず、今後は既存施設において、主要機器・設備の更新を行う予定です。

【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

補助事業として、計画期間中に2処理区において、主要機器・設備の更新(水槽の防食工、主要機器の更新、真空弁の更新、中継ポンプの追加など)を計画しています。

【広域化・共同化・最適化に関する事項】

平成21年度に堤処理区及び切通処理区、平成22年度に三上処理区、井柳処理区、江迎処理区の機能診断調査を行い、平成23年度にそれらの処理区について、最適整備構想を策定しています。

平成30年度に機能診断を実施していない坊所・前牟田処理区について、機能診断調査(事業費:4,000千円)を実施し、その後、既存の最適整備構想の改訂(事業費:3,000千円)を行い、処理施設の最適化を図ります。

【民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)】

引き続き、包括的民間委託契約により、民間活力を活用し、効率的な施設の維持管理に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標に関する事項】

計画期間中、補助事業に係る国庫補助金及び下水道事業債による収入を計画しています。
また、起債の元利償還に係る一般会計繰入金を極力抑制するため、資本費平準化債の発行を計画しています。

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

計画期間中、本町の人口は毎年約0.4%減少すると推計していますが、収納率及び接続率の向上を図ることにより増収するよう計画しています。
また、使用料の改訂については、現在計画しておりません。

【企業債に関する事項】

下水道事業債については、計画期間中の主要機器・設備の更新に係る建設改良費に対する発行可能額で計画しています。
元金償還に係る資本費平準化債については、計画期間中の主要機器・設備の更新費用も勘案し、発行可能額で計画しています。

【繰入金に関する事項】

汚水処理費(汚水維持費+汚水資本費)のうち、使用料収入で回収できない分を分流式下水道に要する経費として基準内繰入で算定しています。
建設改良費の町単独事業分については、基準外繰入で算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

職員給与については、一般会計で負担しています。

【動力費に関する事項】

動力費については、維持管理委託料に含まれているため、個別に算出していません。

【薬品費に関する事項】

薬品費については、維持管理委託料に含まれているため、個別に算出していません。

【修繕費に関する事項】

平成29年度は予算ベースで算定し、以降は使用料収入から修繕費以外の経費を控除した額を修繕料として算出しています。

【委託費に関する事項】

後年度に予定している主要機器・設備の更新については、処理面積を拡充するものではないため、平成28年度予算ベースで算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	計画期間中に改訂予定の最適整備構想を基に、処理区域の再編なども含めて検討します。
投資の平準化に関する事項	今後、老朽化した処理施設の主要機器・設備の更新が必要となってきますが、計画期間中に改訂予定の最適整備構想を基に、国庫補助金や下水道事業債の資金を的確に調達し、計画的な施設の更新を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	維持管理業務については、引き続き、包括的民間委託契約により民間活力を活用していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、公営企業法の適用を検討していく中で、併せて検討する必要があると考えます。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている処理施設の包括的民間委託を今後も継続し、更なる経費削減方策について、委託業者と検討します。
職員給与に関する事項	職員給与は、今後も一般会計で負担します。
動力費に関する事項	包括的民間委託契約の中で、更なる経費削減方策について、委託業者と検討します。主要機器・設備の更新時に、省電力機器等の導入を図ります。
薬品費に関する事項	包括的民間委託契約の中で、更なる経費削減方策について、委託業者と検討します。
修繕費に関する事項	全ての処理場において、供用開始から10年以上が経過し、今後、修繕箇所が増加していくことが見込まれるため、必要な修繕が随時できるよう財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託契約の中で、更なる経費削減方策について、委託業者と検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	策定した経営戦略については、実績と比較し進捗管理を行い、経営状況を確認し随時見直しを行います。
---------------------	---